

新潟県みどり計画実践加速化支援事業実施要領

新潟県みどり計画実践加速化支援事業（以下、「事業」という。）の実施に当たっては、新潟県補助金等交付規則及び新潟県みどり戦略実践加速化支援事業費補助金交付要綱（以下、「要綱」という。）に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

第 1 目的

農作物の生産において必要不可欠な資材の一つである化学肥料は、原料の大部分を海外からの輸入に依存しており、国際市況の影響を強く受けざるを得ない。

将来にわたって良質な農産物を安定的に供給していくため、肥料原料の国際市況の影響を受けにくい生産体制を確立することが必要であり、みどりの食料システム戦略（令和 3 年 5 月 12 日戦略本部決定）においても 2050 年までに化学肥料の使用量の 30%低減を目指すとしている。

このため、価格が高止まりしている化学肥料から有機質肥料等へ転換し、環境と調和した持続可能な農業生産を拡大する農業者の取組を支援する。

第 2 事業の内容

本事業は、新潟県特別栽培農産物（新潟県特別栽培農産物認証要綱（平成10年 8 月 3 日制定）第 2 に定義される特別栽培農産物）、特別栽培農産物（特別栽培農産物に係る表示ガイドライン（平成 4 年10月 1 日付け 4 食流第3889号総合食料局長、生産局長、消費・安全局長通知）第 3 に定義される特別栽培農産物をいう。）及び有機農産物（有機農産物の日本農林規格（平成17年10月27日農林水産省告示第1605号）の 5 の基準に従い生産された農産物をいい、日本農林規格等に関する法律（昭和25年法律第175号）第10条第 2 項に規定する登録認証機関の認証を受けたものに限る。）、の生産拡大に対して支援を行う。

第 3 実施基準

この事業の実施基準については、別表 1 のとおりとする。

第 4 実施手続き

1 実施計画の策定

事業実施を希望する農業者は、申請書兼誓約書（別紙様式 1 号）及び農業者生産・販売計画（別紙様式 2 号）を作成の上、事業主体に提出する。

事業主体は、農業者から提出される申請書兼誓約書を確認の上、農業者生産・販売計画を取りまとめ、県等の関係機関の助言を得て、事業実施計画書（別紙様式 3 号）を作成するものとする。

第 5 事業実施計画の認定等

1 事業主体は、事業実施申請書（別記様式第 1 号）及び事業実施計画書（別紙様式 3 号）を、農業者生産・販売計画（別紙様式 2 号）を添付のうえ、所管の地域振興

局を経由して知事に提出し、事業の認定を受けるものとする。

- 2 知事は、前項の申請の内容を審査し、更に必要に応じて、現地調査等を行い、適当と認められる事業実施計画について認定を行うものとする。
- 3 事業主体は、要綱で定める軽微な変更以外の変更をするときは、前2項の規定に準じ、事業実施変更申請書を作成し、知事の認定を受けるものとする。

第6 事業の実施

事業は、第5の第2項の規定により認定された事業実施計画に基づき、事業主体が実施するものとする。

ただし、事業の性質、内容等により、早期着手を必要とする場合は、認定前着手届（別記様式第2号）を所管の地域振興局に提出した上で着手するものとする。

第7 完了に伴う手続き

事業主体は、事業が完了したときは、事業実施実績書（別紙様式3号）を作成し、農業者生産・販売実績（別紙様式2号）を添付のうえ、要綱第11の実績報告書と併せて、所管の地域振興局を経由して知事に提出するものとする。

第8 達成状況報告

事業主体は、事業実施計画に基づき、目標年度に当該計画の達成状況を調査し、達成状況報告書（別記様式第3号、別紙様式5号）を作成し、農業者別達成状況報告書（別紙様式4号）を添付のうえ、令和8年12月25日までに、所管の地域振興局を経由して知事に提出するものとする。

なお、達成状況報告時の助成対象面積が、実績報告時の助成対象面積を下回る場合は、助成対象面積の差に相当する経費を返還するものとする。

第9 事業の推進体制

県は関係機関と連携し、事業実施計画の策定、事業の実施及び事業実施後の運営等について、指導助言に当たるものとする。

第10 事務取扱等

- 1 事業に係る事務取扱は、地域振興局及び農林水産部農産園芸課が行うものとする。
- 2 事業の実施に当たり提出する書類の種類、提出先及び事務処理系統は、別表2によるものとする。
- 3 事業主体から事業実施計画を受理した地域振興局は、申請に係る各事業実施計画の審査を行うものとする。審査に当たっては、効率的な執行の観点から、事業の必要性、計画の妥当性、事業規模、費用等からみた事業効果などに留意するものとする。

第11 事業実施後の措置等

事業主体は、事業実施にかかる予算、会計等の関係書類及び帳簿を備え、処理の

経過等を明らかにしておくものとする。

第 12 助成措置

県は、予算の範囲内において、事業の実施に要する経費に対して助成を行うものとし、全県の申請総額が県の予算の助成上限額を上回る場合、事業主体に対し助成額の調整を行うものとする。

第 13 その他

この要領に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、令和 7 年 4 月 25 日から施行する。

別表 1 実施基準

事業主体	目標年度	事業種目及び事業内容
市町村	令和 7 年度 令和 8 年度	1 特別栽培農産物等生産拡大支援 化学肥料から有機質肥料等へ転換するなど、特別栽培農産物等の生産拡大に要する掛増し経費を支援する。 (1) 補助対象 ア 令和 6 年産の特別栽培農産物等面積から令和 7 年産の拡大面積 イ 令和 7 年産の特別栽培農産物等面積から令和 8 年産の拡大面積 (2) 助成対象者 販売農家 (3) 採択基準 助成対象者単位で令和 7 年産、令和 8 年産において特別栽培農産物（新潟県が定める地域慣行栽培基準がある作物に限る）及び有機農産物の作付面積の合計が、それぞれ前年産の作付面積と比べて 1 アール以上拡大すること。 ただし、令和 7 年産作付面積が令和 6 年産作付面積と比べ減少し、令和 8 年産作付面積を令和 7 年産作付面積と比べ拡大する場合は、令和 8 年産作付面積は令和 6 年産作付面積を上回ること。 (4) 補助額等 10 アールあたり 7,500 円以内 ア 助成対象者単位で令和 7 年産において令和 6 年産と比較し、特別栽培農産物及び有機農産物の作付面積の合計面積の増加分に対し助成する。 イ 助成対象者単位で令和 8 年産において令和 7 年産と比較し、特別栽培農産物及び有機農産物の作付面積の合計面積の増加分に対し助成する。 ウ 助成対象者単位の助成対象面積の合計面積に対して市町村へ助成する。

		2 市町村推進費 1 の事業実施に必要な経費を支援する (1) 補助対象 1 の特別栽培農産物等生産拡大支援に必要な事務的経費、特別栽培農産物等の生産・販売拡大活動に必要な経費を支援する。 (2) 採択要件 1 の特別栽培農産物等生産拡大支援を実施すること。 (3) 補助額 定額 (上限 300 千円)
--	--	---

別表 2

書類の提出先及び事務処理系統

実施要領に基づく提出書類

提出する書類	提出先	事務処理系統
・申請書兼誓約書[別紙様式1号] ・農業者生産・販売計画[別紙様式2号]	市町村	農業者 →市町村
・事業実施申請書[別記様式第1号] ・事業実施計画書添付[別紙様式3号]	地域振興局	市町村 →地域振興局 →農産園芸課
(認定前着手届[別記様式第2号])		市町村 →地域振興局
(実績報告書 [要綱別記第5号様式]) ・農業者生産・販売実績[別紙様式2号] ・実施実績書 [別紙様式3号]		市町村 →地域振興局 →農産園芸課
達成状況報告書[別記様式第4号]		市町村 →地域振興局 →農産園芸課

(参 考) 要綱に基づく提出書類

提出する書類	提出先	事務処理系統
補助金交付申請書[要綱別記第1号様式] ※変更の場合[要綱別記第2又は3号様式]	地域振興局	市町村 →地域振興局 →農産園芸課
(補助金概算払請求書[要綱別記第7号様式])		
補助金実績報告書[要綱別記第5号様式] 補助事業収支明細書添付		
遂行状況報告書 ※必要がある場合は様式別途指定		